

お客様 各位

平成 23 年 3 月 18 日

株式会社 東北銀行

「東北地方太平洋沖地震」の被災者に対する取扱いについて

平成 23 年 3 月 11 日（金）に発生いたしました「東北地方太平洋沖地震」につきまして、被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

東北銀行（頭取 浅沼 新）では、被災されたお客さまを対象に、被災状況に応じ次のとおり取扱いすることとしましたのでお知らせいたします。

記

1. 被災状況に応じた預金払戻し等の取扱い

- （1）預金証書、通帳がない場合でも、預金者本人であることを確認し、原則として一日一人 10 万円まで払戻しに応じております。
- （2）届出の印鑑がない場合には、拇印を押印していただき払戻しに応じております。
- （3）事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応じております。また、これを担保とする貸付にも応じております。
- （4）今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立に応ずることとしております。
- （5）災害時における手形の不渡処分については配慮することとしております。
- （6）汚れた紙幣の引換えに応じております。
- （7）国債を紛失した場合は相談に応じております。

2. ご相談窓口

最寄の店舗

【本件に関するお問い合わせ先】
株式会社 東北銀行 経営企画部
電話 019-651-6161